

10月1日から歯科技工指示書に 「歯科技工所番号」の記載が必要です！

歯科技工所管理担当常務理事
歯科技工所管理委員会委員長
片岡 均

2026年3月31日付で歯科技工士法施行規則（厚生労働省令）の一部が改正されました。

その中で本年10月1日から、開設届出をしていない歯科技工所の存在等を受けて歯科技工所の質の担保を図ることを目的として歯科技工指示書に「歯科技工所番号」の記載が必要となりました。

ご存じの通り、業として歯科技工を行う場合は歯科技工士法施行規則第12条に定める事項を記載した歯科医師の指示書によらなければなりません。

今回は、歯科技工士法施行規則一部改正の内容等について解説いたします。

1. 歯科技工士法施行規則一部改正の内容

- (1) 歯科技工所の開設の届出があった場合に、都道府県知事等は、開設者に対して、歯科技工所番号を通知しなければならない。
- (2) 歯科医師による歯科技工指示書の記載事項に、当該指示書による歯科技工が行われる場所が歯科技工所であるときは、「歯科技工所番号」を追加する。
- (3) 様式第3号（歯科技工士業務従事者届）について、「業務に従事する場所」の欄において、「歯科技工所」を選んだ者は、その歯科技工所番号を記載する。

2. 「歯科技工所番号」について

- (1) 歯科技工士法施行規則の改正は3月31日に公布されましたが、施行日は別に設けられたため歯科技工指示書に「歯科技工所番号」の記載が必要となるのは本年10月1日からとされました（9月30日発行分までの歯科技工指示書には「歯科技工所番号」の記載がなくても支障なし）。
- (2) 「歯科技工所番号」は、厚生労働省が示した番号付与方針（※）に基づき都道府県行政が付与する全国一律の固有番号で、9月30日までに歯科技工所開設者へ通知することになっています。

※厚生労働省が示す番号付与方針

都道府県番号（2桁）－ 保健所符号（2桁）－ 保健所ごとの歯科技工所通し番号（5桁）

例：01－23－00045

- (3) 歯科技工所を開設されている皆様の「歯科技工所番号」については、管轄保健所等から各歯科技工所へ通知されます。
- (4) 歯科技工所に勤務されている皆様については、2年ごと（次回は2027年1月15日まで）に届け出る「歯科技工所従事者届」提出の際に「歯科技工所」番号を記載する必要があります。

以上、歯科技工士法施行規則一部改正に伴う歯科技工指示書への「歯科技工所番号」記載等についてお知らせしました。

万が一、まだ「歯科技工所番号」の通知がない方がおられましたら、早期に管轄の保健所へご確認いただくようお願い申し上げます。